



様式第3号

沖縄県土木建築部公告土河第666号

簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型・共同企業体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成25年8月28日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 業務概要

(1) 業務名 河川情報基盤実施設計業務

(2) 履行場所 沖縄県全域

(3) 業務内容 河川情報システム（河川情報基盤）に関する実施設計

本業務は、地域における河川の水害等の対策、防災・減災の機能強化を目指し、河川に関する情報の収集から発信まで、包括的に管理する新たな河川情報システムを実施設計するものである。

なお、本公募では、情報収集・発信における安定性・正確性・迅速性の向上、現存する課題の効果的な解決、システムの効率性の向上、維持管理における費用の低減（特定のメーカーに依存しない、汎用性を備えたもの）等を満たすシステム構成について、技術提案を求める。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年3月20日まで

(5) 契約限度額 55,645,800円

(6) 設計する河川情報システムの想定工事費 4億円以内

(7) 本業務は、受注者を特定するにあたり、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加の希望を表明する者は、次に掲げる要件を満たしている共同企業体とする。

(1) 共同企業体に求める要件

ア 代表構成員1社、および、代表構成員以外の構成員1社、合計2社による共同企業体とする。

イ 参加する当事者の自由意志によって結成する自主結成方式とする。

ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 代表構成員は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 構成員の出資割合は、30%以上でなければならない。

カ 実施方針および特定テーマが適正であること。

キ 当該業務の見積額が契約限度額以下であること。

ク 配置予定技術者の資格に関する要件

(7) 管理技術者

管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者1名とする。

なお、技術士においては、技術士法による登録を行っている者、平成13年度以降の試験に合格した者においては、7年以上の実務経験を有し、かつ下記該当部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者、RCCMについては「登録証書」の交付を受けている者に限る。

技術士（電気電子部門）

技術士（情報工学部門）

RCCM（電気電子部門）

RCCM（建設情報部門）

- (イ) 照査技術者
管理技術者に要する資格保有要件と同じ。

ケ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

- (ア) 管理技術者
平成16年度から公告日までに完了した業務において、同種業務の実績を1件以上有すること。
※同種業務とは、日本国内における国・都道府県・政令指定都市等の公共事業を実施する機関が発注する、河川情報システムに関する実施設計を含む業務のうち、契約金額が500万円以上の業務（再委託を除く）とする。

- (イ) 照査技術者
管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

コ 管理技術者の手持ち業務に関する要件

- 管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満である者とする。ただし、1件の契約金額が1,000万円を超え、低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、全ての手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満かつ件数が5件未満である者とする。
※手持ち業務とは、公告日において、管理技術者、または、担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務（特定後未契約のものを含む）をいう。

サ 担当技術者に関する要件

担当技術者は、電気電子、情報工学等の実務経験者を1名以上、及び、河川、防災等の実務経験者を1名以上配置すること。ただし、配置できる担当技術者は、構成員ごと3名までとする。

なお、以下のいずれかの資格保有者であることが望ましい。

- a 技術士（総合技術監理部門、電気電子部門、建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋、情報工学部門のいずれか）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
b R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋部門、電気電子部門、建設情報部門のいずれか）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者。

(2) 全ての構成員に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
イ 土木関係建設コンサルタント業務（「河川砂防および海岸・海洋部門」および「電気電子部門」）に登録されていること。
ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がされていない者、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）
エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
オ 参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。（資本関係、または、人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者、または、これに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(3) 代表構成員に求める要件

- ア 日本国内に本店を置き、かつ沖縄県に本店、支店、営業所、事務所又は事業所を置く者であること。
イ 法人に関する要件
(ア) 同種業務の実績
平成16年度から公告日までに完了した業務において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、同種業務の実績を1件以上有すること。

- (4) 代表構成員以外の構成員に求める要件
ア 沖縄県に本店を置く者であること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 評価の方法

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準を準用する。なお、同基準の「(1)当該業務に対する技術的適正」、「(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況」、及び「(4)過去における成果の状況」については、同種業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の実績および手持ち業務等を勘案し評価する。

(2) 提出者の選定方法

参加説明書に示す評価項目により評価し、評価点の上位から3者程度を選定候補者として指名審査会の審議に付して決定した後、技術提案書の提出を要請する。ただし、評価項目につき「選定しない」と評価されたものがある場合は、その他の評価項目の評価点によらず、選定しない。

(3) 結果の通知

提出者の選定後、参加表明書を提出した共同企業体に対し、結果を通知する。

4 受注者の特定に関する基準

(1) 評価の方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)～(ウ)の評価項目毎に技術点を与え、その合計を評価値とする。

(ア) 予定技術者の経験および能力

(イ) 実施方針

(ウ) 特定テーマに対する技術提案（3テーマを個別に評価）

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議に付して決定する。その結果は技術提案書を提出したものの全員に通知する。

5 各種手続き

(1) 参加説明書

ア 交付期間 平成25年8月28日（水）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードすること。

<入札情報サービス> <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

(2) 参加表明書等の提出

参加を希望するものは、下記により参加表明書等を提出するものとする。

ア 参加表明書等の提出期間、提出場所および方法

(ア) 期 間 平成25年8月28日（水）から平成25年9月9日（月）まで

(イ) 方 法 持参又は郵送（期間内必着）

(ウ) 提出資料 別記様式1～7、共同企業体資格審査申請書、共同企業体協定書、その他補足資料

(エ) 部 数 別記様式は正・副各1部、その他は正1部

イ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

電子入札システムまたは、郵便等をもって平成25年9月18日（水）を予定する。

(3) 技術提案書の提出

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間

- (ア) 期 間 平成25年9月18日（水）から平成25年10月11日（金）まで
- (イ) 方 法 持参又は郵送（期間内必着）
- (ウ) 提出資料 別記様式11～13、参考見積（工数を示す内訳を含める）、その他補足資料
- (エ) 部 数 正・副各1部

ウ 技術提案書のヒアリング

- (ア) 日 時 平成25年10月16日（水）9時～12時
- (イ) 場 所 沖縄県庁11階 第2会議室

(4) 受注者の決定

受注者は、下記までに決定する。決定日に変更がある場合は、技術提案書を提出した者に通知する。

- ア 日 時 平成25年10月31日（木）

6 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条第1項および委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除とする。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者、および、虚偽の記載をした者の参加表明書、技術提案書、質問、および、評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け、受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分（設計、解析、総合的企画、業務遂行管理、仕様の決定及び技術的判断等）の再委託は認めない。

(4) 関連工事にかかる留意事項

本業務の受注者、および、本業務の受注者と出資、人事等において関連があると認められた企業は、本業務に関連して沖縄県が発注する工事の入札に参加し、または当該工事を請け負うことができない。

(5) 問い合わせ・提出先

- ア 契約関連：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県土木建築部河川課 管理班
TEL : 098-866-2404
FAX : 098-868-9396

- イ 応募調書： 沖縄県土木建築部河川課 河川班 嘉数
mail : kakazury@pref.okinawa.lg.jp
(住所、電話番号、ファックスはアに同じ。)